⑶　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の「Ａ又はＢ等級」に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続を行った者であること。）なお、当該資格を有しない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑷　第689号２⑷に同じ
⑸　第689号２⑸に同じ
⑹　第689号２⑹に同じ
⑺　次に掲げる要件を有する者であること。
①　平成16年４月１日以降に元請けとして完了した、調達物品又は同種物品を製造し納入した実績を有すること。
【同種物品】
以下に記す全ての機能を有した装置とする。なお、装置構成については、単一構成・複数構成を問わない。
・音声回線交換機能
・音声自動通報や電子メールを利用した情報伝達機能
・通信状況全般を録音・記録する機能
②　調達物品の設計・製造・検査を行うために必要な組織体制を有すること。
③　調達物品に対し、適切な品質管理体制が整備されていること。
④　調達物品に対し、サービス体制及び部品供給体制が整備されていること。
・緊急時（夜間・休日を含む）の連絡体制が整っていること。
・緊急時の技術者派遣要請に対し、72時間以内に技術者を派遣できる体制を有すること。
・構成部品について、最低10年間供給できること。
・部品の供給を要請した場合は、６ヶ月以内に納入場所へ部品供給できること。
⑻　第689号２⑻に同じ
⑼　第689号２⑼に同じ

３　入札書の提出場所等
⑴　第692号３⑴に同じ
⑵　第689号３⑵に同じ
⑶　入札説明書及び仕様書の配布方法　令和元年９月20日より令和元年10月21日まで、必要とする者に無償で貸与する。ただし、関係書類の交付、返却に要する費用は実費負担とする。なお、⑴の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、⑴に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。また、電子データによる配付も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を⑴へＦＡＸで連絡すること。その際に、ＦＡＸには件名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。
⑷　第689号３⑷に同じ
⑸　電子調達システムによる入札及び郵送による入札書の受領期限　令和元年11月５日９時00分から令和元年11月13日17時00分まで
持参による入札書の受領期限　令和元年11月５日９時00分から令和元年11月14日10時00分まで
⑹　開札の日時及び場所　令和元年11月14日10時00分　国土交通省大阪航空局13階入札室

４　その他
第689号４に同じ

５　Summary
⑴　As 5⑴ mentioned above (No. 689)
⑵　Classification of the products to be procured : 15
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Aviation Security and disaster Prevention intergrated operation System 2 Set
⑷　As 5⑷ mentioned above (No. 689)
⑸　As 5⑸ mentioned above (No. 689)
⑹　As 5⑹ mentioned above (No. 689)
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures, Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　As 5⑺① mentioned above (No. 689)
②　As 5⑺② mentioned above (No. 689)
③　As 5⑺③ mentioned above (No. 689)
④　have Grade A or B “Manufacturing” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021
⑤　As 5⑺⑤ mentioned above (No. 689)
⑥　As 5⑺⑥ mentioned above (No. 689)
⑻　Time-limit for tender : 17 : 00 November 13, 2019 ; 10 : 00 November 14, 2019 in case of by hand.
⑼　As 5⑼ mentioned above (No. 689)

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和元年９月20日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　石原　康弘
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
１　事業概要
⑴　品目分類番号　41、42
⑵　事業名　国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業
⑶　事業の対象となる公共施設等の種類　電線共同溝（道路法第２条第２項の７に定める電線共同溝（道路附属物））、道路（車道、歩道、水路等）、道路附属物（道路照明、道路標識等）
⑷　事業場所
自）神奈川県中郡大磯町東小磯地先
至）神奈川県中郡大磯町西小磯地先
⑸　事業内容　本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の①調査・設計（調整マネジメント業務（設計段階）を含む。）、②工事（調整マネジメント業務（工事段階）を含む。）、③工事監理及び④維持管理（調整マネジメント業務（維持管理段階）を含む。）を包括的に実施するものである。
⑹　事業期間　事業契約締結日から令和17年３月31日まで。

２　競争参加資格
⑴　応募者の構成
①　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
②　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。
③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下、「ＳＰＣ」という。））を設立することを基本とする。
なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のア及びイの要件を全て満たす場合をいう。
ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。
イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。
ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業共同企業体協定書（甲）を締結するものとする。
④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。
また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。
ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。
イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ関東地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。